

江府町告示第 45 号

奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金交付要綱の改正をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

江府町長 白石 祐 治

奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金交付要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、江府町のファンとして、来てもらい、関わってもらい、応援してもらうことを目的に運営している奥大山ファンクラブ事業の会員に、特典の金券を発行する事業に対し交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、江府町補助金等交付規則（昭和38年江府町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、江府町観光協会とする。

(補助対象経費)

第3条 この要綱に基づき交付する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は奥大山ファンクラブ会員特典金券発行に要する経費の全てとする。

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、第3条の補助対象経費のうち補助事業者が本事業に関連して支出したと認められる経費の合計額に相当する金額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

1. 事業計画書（様式第2号）
2. 収支予算書（様式第3号）

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、第5条による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付決定を行う場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して指示を受けなければならないこと。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの。

(事業の変更承認申請)

第7条 補助対象者が、補助事業を変更、中止又は廃止しようとするときは、奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金変更承認申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出し、その承認又は変更決定を受けなければならない。ただし、町長が軽微な変更で特に必要がないと認めるときは、この限りではない。

1. 変更事業計画書(様式第2号)
2. 変更収支予算書(様式第3号)
3. 前2号に掲げるもののほか、補助事業の内容の変更に関し参考となる書類

(事業の変更の承認)

第8条 町長は、前条の規定により承認申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金変更承認通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績の報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、補助事業完了の日から起算して20日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する翌年3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 領収書の写し
- (4) 完成が確認できる写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条第1項の規定による実績報告書を受領したときは、必要な審査等を行い、その報告に係る補助事業が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金額確定通知書(様式第8号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けたときは、奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金交付請求書(様式第9号)に奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金額確定通知書の写しを添えて町長に提出するものとする。

(概算払等)

第12条 町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、交付決定額の5分の4以内の額を概算払により交付することができる。

- 2 概算払を受けようとする補助対象者は、第6条の規定による交付決定通知後、奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金概算払交付請求書（様式第10号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付決定の取消及び返還）

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- （1）補助金をその目的以外の用途に使用したとき。
- （2）交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助事業の実施について不正な行為をしたとき。
- （3）事業計画書に記載した成果目標を達成できなかったとき。
- （4）この要綱の規定に違反する行為をしたとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年7月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

江府町長 白石 祐治 様

申請者
(住所)
(名称)
(代表者名)

奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金交付申請書

年度において、奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金の交付を受けたいので、奥大山ファンクラブ会員特典金券発行交付補助金要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業名称	奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助事業
2. 補助事業に要する経費（総事業費）	
3. 補助対象経費	
4. 補助金交付申請額	
5. 添付書類	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 収支予算書（様式第3号） (3) その他（ ）

様式第2号（第5条、第7条、第9条関係）

奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1. 補助事業名称	奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助事業
2. 事業実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日
3. 事業実施場所	
4. 事業目的	
5. 事業内容	

様式第3号（第5条、第7条、第9条関係）

奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助事業収支予算書（変更収支予算書・収支決算書）

1. 収入の部

（単位：円）

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
自己資金				
町補助金				
その他の補助金				
その他				
合計				

2. 支出の部

（単位：円）

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
合計				

※事業費の詳細が分かる資料（見積書・領収書等の写）を添付すること。

※欄が不足する場合は同様式を複製して使用すること。

様

江府町長 白石 祐治

奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名称 奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助事業
- 2 補助対象事業の内容は 年 月 日付で申請のあった交付申請書のとおりとする。
- 3 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合は別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

- 4 補助対象事業者は要綱の定めるところに従わなければならない。

様式第 5 号 (第 7 条関係)

年 月 日

江府町長 白石 祐治 様

申請者
(住所)
(名称)
(代表者名)

奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けた奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助事業について変更したいので、奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金交付要綱第 7 条の規定により関係書類を添えて承認申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

(1) 変更事業計画書

(2) 変更収支予算書

(3) その他 ()

様式第 6 号 (第 8 条関係)

発江総第号
年 月 日

様

江府町長 白石 祐治

奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助事業の変更について、奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助事業交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

記

承認の内容

江府町長 白石 祐治 様

申請者
(住所)
(名称)
(代表者名)

奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金実績報告書

年 月 日付発江 第 号で交付決定を受けた奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助事業が完了したので、奥大山ファンクラブ会員特典金券発行事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、実績報告書を提出します。

記

補助事業名称	奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助事業
補助金交付決定額	円
添付書類	(1) 事業実績書 (2) 収支決算書 (3) 領収書の写し (4) 完成が確認できる写真 (5) その他 ()

様式第8号（第10条関係）

発江総第号
年 月 日

様

江府町長 白石 祐治

奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった、 年度奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助事業について、奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 補助金確定額 | 円 |
| 2 既交付済額 | 円 |
| 3 差引交付額 | 円 |

江府町長 白石 祐治 様

申請者
(住所)
(名称)
(代表者名)

奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で確定通知があった 年度奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助事業について、奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助事業名称 奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助事業
- 2 補助金請求額 円
- 3 添付書類 奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金額確定通知書の写し

様式第 10 号 (第 12 条関係)

年 月 日

江府町長 白石 祐治 様

申請者
(住所)
(名称)
(代表者名)

奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金概算払交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった 年度奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助事業について、奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助金要綱第 12 条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助事業名称 奥大山ファンクラブ会員特典金券発行補助事業
- 2 補助金請求額 円
- 3 添付書類 奥大山ファンクラブ会員特典金券発行交付決定通知書の写し